

パネル企画 1 【実行委員会・開催校企画】

山葉寅楠研究の現在

Yamaha Torakusu Research Today

司会・パネリスト：**奥中康人**（東日本支部）

パネリスト：**武石みどり**（東日本支部）

井上さつき（東日本支部）

浜松市にある世界的に有名な楽器メーカーが、日本の音楽文化を支えてきたことに異論を唱える者はいないだろう。しかし、楽器を作る職人やメーカーについての歴史研究は極端に少ない。これは、私たち音楽研究者の怠慢だったのではと反省したくなる。

とはいえ、研究しようにも「資料がない」のである。WWII の空襲と艦砲射撃で浜松は焼け野原になり、戦前の資料は失われた。明治期のことについて楽器メーカーに問い合わせると「こちらが教えて欲しいくらいだ」と回答が返ってくるという笑い話があるほどである。しかし、本当に資料はないのだろうか。

このパネル企画に登壇する三人が、ヤマハの創業者・山葉寅楠にたどり着くまでのルートは三者三様である。武石は東洋音楽学校と鈴木米次郎の調査をしていたところ、従来の洋楽受容史、とくに山葉寅楠についての定説に疑問を持った。井上はパリ万国博覧会にヴァイオリンを出品した鈴木政吉の方向から山葉のリードオルガンやピアノに関心を持つようになった。奥中は伊澤修二との関連から興味をもったというよりは、浜松にある大学に勤務するようになって山葉に向き合った。そして「資料がない」ことに当惑したが、分かったことは、その気になって探せば資料はあるということである。

そこで、まず過去の山葉寅楠研究を概観しつつ、その頂点として大野木吉兵衛の業績を（奥中）、次に、これまで誰も調査しなかった静岡のローカル紙から新たにみえてくる明治期の山葉寅楠と日本楽器製造株式会社（現・ヤマハの前身）の活動の経緯と特徴を（武石）、最後に、現存する明治期のピアノ（とりわけ塗装等）に注目することから明らかになる初期ヤマハピアノの特徴を（井上）紹介することで「山葉寅楠研究の現在」の一端を示したい。

パネル企画2

ゲストスピーカー付きの事例発表

音楽における差別

——研究および教育の自由のための実例——

Discrimination in Music:

Examples for Research and Educational Freedom

司会 パネリスト：**上尾信也**（東日本支部）

ゲストパネリスト：**佐々木弾**（非会員、東京大学「法と制度の経済学」
教授、合理的差別を研究テーマの一つとする）

音楽における差別（行為）は、芸能民について歴史的な文脈で語られることが多い。芸術家、音楽家、芸人といった社会的地位の議論には、定住・非定住ベクトルから、官職としての職業音楽家の成立に従い、定職・非定職といったベクトルも発生する。このベクトルは、創作・演奏・聴取といった音楽行為のなかで、その主体者の過去ではなく進行中の活動に関わる差別にもつながる。音楽のみならず研究・教育といった職業、つまり「学者」や研究者の社会的地位についても、研究者の友誼共同体としての学会で論じる機会が必要であるかもしれない。

演奏・研究行為の結果として、常勤・非常勤・無職という研究者の立ち位置には差別が生じる。経済的・社会的・心理的な側面もあるが、今回、労働者としての権利と研究への侵害に焦点をあてて、小パネルを企画したい。企画の目的は、自律的研究が、学際・分野横断的な研究上の議論ではなく、労働社会的な差別や妨害によって侵害されないためである。

事例発表 上尾信也（東日本支部）「論文を投稿しただけで懲戒解雇—著作権法や学内規定の解釈をめぐって」では、専任教員の責務たる研究論文執筆及び投稿において起こった事例を基に、1）主観に立つ擬「査読」という行為の危険性、2）経営者の主観に立つ労務判断（懲罰規定）の問題点、3）経営者の側に立つ裁判所判断、労働問題と知財権問題の狭間について報告する。

コメント発表 佐々木弾（非会員）は、この事例が示唆する世界について、学問的権威と自負する任命権者により、生命権を脅かされ、学問の自由も奪われるといった観点から、労働法も交えてコメントする。

昨今の大学をめぐる環境では、官製学問の再来ともいえるべき、実学や産学共同の促進、経営的利益と学問への圧力状況が喧しい。「ホモ・ルーデンス」ならずとも、遊び（余裕・隙間）ないところ、横断的な自由な議論のないところに研究の進展はないと信じる。